

供給計画における電気事業者からの提出内容確認の
補助業務委託（2025年度）の実施について
（案）

本機関では、業務規程及び送配電等業務指針に定めるところにより、供給計画のとりまとめを行っている。そのため、電気事業者から供給計画案の提出を受け、内容を確認し、必要に応じて供給計画案の修正を求めている。その際の内容確認、修正等の業務を円滑に実施するため、補助業務を委託する。

また、その委託先選定のため以下のとおり入札を実施する。

1. 調達方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

2. 入札スケジュール

2025年 7月30日（水）	公告（本理事会後速やかに実施）
2025年 8月 7日（木） 11時開始	入札説明会
2025年 8月15日（金） 17時迄	入札に関する問い合わせ締切
2025年 8月22日（金） 迄	問い合わせに対する回答を公表
2025年 9月 3日（水） 15時必着	入札締切
2025年 9月 4日（木）	入札結果通知

3. 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、別紙 入札説明書一式のとおり。公告時にウェブサイト上で開示する。

4. 落札者の決定および契約締結

最低価格落札方式に基づく落札者の決定および、契約締結については別途理事会で議決または起案とする。

以上

【添付資料】

別紙 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札仕様書、適合証明書、質問票）

供給計画における電気事業者からの
提出内容確認の補助業務委託(2025年度)

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

内	訳			
入	札	説	明	書
入		札		書
入	札	仕	様	書
適	合	証	明	書

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「供給計画における電気事業者からの提出内容確認の補助業務委託(2025年度)」に係る入札公告(2025年7月30日付け公示)に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件 名 供給計画における電気事業者からの提出内容確認の補助業務委託(2025年度)
- (2) 委 託 内 容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調 達 方 式 一般競争入札(最低価格落札方式)
- (4) 委 託 期 間 別紙仕様書のとおり。
- (5) 入 札 方 法 入札金額は、「供給計画における電気事業者からの提出内容確認の補助業務委託(2025年度)」に関する総価で行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 令和07・08・09年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で等級「B」以上の格付けをされている者であること。
 - (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
 - (3) 入札説明会に参加した者であること。
 - (4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。
 - (7) 自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)でない者であること。
 - (8) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。
 - (9) 類似業務(電力業界、各省庁、地方自治体におけるBPO経験)の実績を有する者。
 - (10) 以下条件を満たす作業実施場所を用意できる者であること。
また、作業実施場所が東京から遠隔地(日本国内に限定する)となる場合には、受託者と広域機関が円滑にコミュニケーションできる取り組み(全体管理者の東京常駐、TV会議システム等)を用意すること。
 - ・執務スペースの情報セキュリティ体制(監視カメラ設置、入退室に関わるICカード・生体認証等のセキュリティ)を構築すること
 - ・執務スペースは、専用場所とすること(パーティション等の仕切りによる場所は、不可)
 - ・広域機関から求められた場合には、受託者以外に、広域機関の職員も入室可能とすること
- (注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
- (注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力

団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会（Web 会議方式）を実施する。入札を希望する者は、必ず参加すること。（不参加の場合は入札できないものとする）

日 時：2025年8月7日（木）11時00分～（30分程度）

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

その他：参加を希望する事業者は8月5日（火）12時までに「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名及び連絡先を記載のうえ、メールにて申入れること。

なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

提出期限：2025年9月3日（水）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：・入札書・・・別途封入すること

- ・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
- ・契約書（案）
- ・適合証明書
- ・競争参加資格（9）を確認できる資料

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部会計室

供給計画における電気事業者からの提出内容確認の補助業務委託(2025年度) 入札係

6. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

7. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧虚偽の提案をした入札
- ⑨その他入札に関する条件に違反した入札

8. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

9. 入札保証金及び契約保証金

免除

1 0．契約書作成の要否
要

1 1．支払の条件

委託業務完了後、翌月末までに支払うものとする。

1 2．入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、契約書（案）に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

1 3．落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

1 4．その他

- （１）競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- （２）本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。
- （３）この入札に関して不明な点は、２０２５年８月１５日（金）１７時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、２０２５年８月２２日（金）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ > 調達情報

(様 式)

2025年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

入 札 書

入札金額 ￥
※消費税及び地方消費税を含まない金額

内 訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 供給計画における電気事業者からの提出内容確認の補助業務委託(2025年度)

契約条項の内容及び貴機関「入札説明書」の内容を承知の上入札いたします。

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 構築費用	研修費用	000,000,000	
	環境構築費用	000,000,000	
2. 運営費用	人件費	000,000,000	
	設備利用・ スペース費用	000,000,000	
3. 再委託費	〇〇〇業務	000,000,000	株式会社△△△ xxx,xxx,xxx
4. 小計			(注3：入札金額と一致)
5. 消費税及び 地方消費税			「4. 小計(※)」 × 10% (注4：小数点以下切り捨て)
6. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することはできない。

供給計画における電気事業者からの
提出内容確認の補助業務委託(2025 年度)
入札仕様書

2 0 2 5 年 7 月 3 0 日

電力広域的運営推進機関

1. 件名

供給計画における電気事業者からの提出内容確認の補助業務委託(2025年度)

2. 目的

本機関では、業務規程及び送配電等業務指針に定めるところにより、電気事業者から供給計画案の提出を受け、内容を確認し、必要に応じて供給計画案の修正を求めているが、その確認、修正等の業務を円滑に実施するため補助業務を委託する。

3. 調達方式

一般競争入札（最低価格落札方式）で行う。

4. 全体スケジュールおよび委託スケジュール（予定）

- ・ 本業務委託期間は、契約締結後から 2026 年 3 月 6 日までとする。
- ・ 本業務における供給計画の具体的なスケジュールは以下の通り
 - 供給計画ガイドライン・供給計画様式他公表（11 月下旬頃）
 - 電気事業者の供給計画案提出期日（2 月 10 日）
 - 電気事業者の供給計画届出版提出期日（2 月 27 日）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
供給計画			11/下旬供給計画様式公表▼						
	供計ガイドライン他対応					2/10供給計画案提出〆切▼			
						2/27供給計画正提出(署名)〆切▼			
						事業者提出内容チェック			
									取りまとめ 取りまとめ公表▲
外部委託		入札説明会 ▼ 8/7				委託期間 契約締結後～3/6			
		理事会・公告 ▼ 7/30	入札締切 ▼ 9/3						
		入札募集	契約締結	体制構築		委託業務実施			検収 対応

5. 業務委託内容

① 事業者の提出案内容確認

- ・ ファイル名と表紙において、提出区分や事業者コードが正しいか確認する。
- ・ 供給計画様式（エクセル）のエラーチェックにおいて、自動計算の判定によるアラーム内容を確認する。
- ・ 供給計画様式（エクセル）のエラーチェックによる判定以外で、提出案の各内容が互いに整合的となっているか確認する。

- ・ 前年度と比較して、事業エリアや販売先に変更が無い等確認する。
- ・ 確認・修正内容があった場合は事業者にもメール連絡を行う。
- ・ 問題が無い場合は、広域機関より提供するエクセルのマクロにより、広域機関システムにアップロード用のファイルを作成し、事業者に送信する。
- ・ 広域機関に、確認した事業者の供給計画を送信する。
- ・ 日次報告書を作成する。

② 問い合わせ対応

- ・ 問い合わせに対する回答の他、問い合わせ及び回答状況の管理を実施する。
- ・ 日次報告書を作成する。

③ マニュアル作成（更新）

- ・ 太陽光風力事業者及び小売電気事業者の事業者対応のマニュアルを作成（更新）する。

④ その他

- ・ 委託業務総括報告書を作成し、本業務の委託業務の総括および次年度に向けた業務改善提案を行う。

本業務委託の対象は太陽光風力事業者及び小売電気事業者とし、供給計画案の確認件数は約1,450件を想定。なお、事業者の提出案内容確認についてはマニュアルをもとに実施する。

6. 委託に関して必要な要員想定

オペレーションリーダー：1名、オペレーター7名

ただし、事業者の希望により、本業務を確実に実行できる体制を別途試算の上、試算の根拠と合わせて提案することも可能とする。

7. 作業実施場所

以下条件を満たす作業実施場所を受託者が用意すること。

また、作業実施場所が東京から遠隔地（日本国内に限定する）となる場合には、受託者と広域機関が円滑にコミュニケーションできる取り組み（Web会議システム等）を用意すること。

- ・ 執務スペースの情報セキュリティ体制（監視カメラ設置、入退室に関わるICカード・生体認証等のセキュリティ）を構築すること
- ・ 執務スペースは、専用場所とすること（パーティション等の仕切りによる場所は、不可）
- ・ 広域機関から求められた場合には、受託者以外に、広域機関の職員も入室可能とすること

8. 著作権等の帰属

受託者は、納入物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）を広域機関に譲渡するとともに、著作権者人格権は行使しないことを原則とする。ただし、受託者から提案があり、広域機関が認める場合は、この限りではない。

9. 情報セキュリティ管理

① 秘密情報の保護

- ・ 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- ・ 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- ・ 本委託業務の契約に先立ち事前に、業務に係る情報セキュリティ対策及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- ・ 秘密情報の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を機関に書面をもって報告すること。
- ・ 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- ・ 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- ・ 本仕様書に定める情報セキュリティ対策に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- ・ 情報セキュリティ対策及びその他の契約の履行状況について、状況により確認する場を設定すること。

② サプライチェーン・リスク対策

本委託業務の契約に先立ち事前に、貴社の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面をもって提出すること。ただし委託業務従事者に関する情報は個人単位（名指し）である必要はない。

③ 再委託の承認手続

- ・ 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関に提出し、承認を受けること。
- ・ 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

10. 業務遂行上の留意事項

- ・ 作業実施場所における通信環境等は受託者にて準備すること。
- ・ 供給計画のファイルの容量が1件あたり10MB程度あり、事業者向けの送受信が困難なケースが発生するため、メール以外の送信方法を準備すること。
- ・ 確認した供給計画のデータや、過去の供給計画のデータ等を共有するため、広域機関と受託者間で共有するデータベース（50GB以上）を準備すること。なお、広域機関側でソフトのインストール不要なファイル共有サービスとすること。ファイル共有サービスは日本政府が求めるセキュリティ要件（ISMAP）を満たしていること。また、サービス

提供者と受託者間で守秘義務契約を結ぶこと。

- ・ 事業者への送信ファイル（PW 付き zip ファイル）作成のため、フリーソフトウェアの「7-zip」を準備すること。
- ・ 広域機関が指定するドメインのメールアドレスにて事業者とメールの送受信が行える Windows outlook を準備すること。
- ・ 受託者は業務開始前に、オペレーションリーダー、オペレーターに対し情報セキュリティ、個人情報保護の研修を実施すること。
- ・ 受託者は、やむを得ずオペレーションリーダー、オペレーターを交替させる場合、事前に広域機関に報告の上、交代前要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替にあたっては、業務の品質が低下しないよう引継ぎ等を徹底すること。

1 1. 納入物

① 確認の都度データベースで共有するものとする。

- ・ 確認した事業者の供給計画案

② ワードなど編集可能なファイル形式及びPDFファイル形式で作成し、電子メールにて提出するものとする。

- ・ 日次結果報告（案確認・問い合わせ対応）
 - ・ 作業マニュアル
 - ・ 業務委託総括報告書
- ※委託期間終了時に提出することとする。

1 2. 委託期間

契約締結後から 2026 年 3 月 6 日までを予定

1 3. 特記事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

以 上

適合証明書

区分	入札説明書 記載箇所	項目	適合※1	補足※2
入 札 資 格	2（1）	令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「B」以上の格付けをされている者であること。		
	2（2）	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2（3）	入札説明会に参加した者であること。		
	2（4）	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2（5）	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2（6）	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。		
	2（7）	自己、自社若しくはその役員等（取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。）でない者であること。		
	2（8）	破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。		
	2（9）	類似業務（電力業界、各省庁、地方自治体におけるBPO経験）の実績を有する者。		
	2（10）	以下条件を満たす作業実施場所を受託者が用意すること。 また、作業実施場所が東京から遠隔地（日本国内に限定する）となる場合には、受託者と広域機関が円滑にコミュニケーションできる取り組み（全体管理者の東京常駐、TV会議システム等）を用意すること。 ・執務スペースの情報セキュリティ体制（監視カメラ設置、入退室に関わるICカード・生体認証等のセキュリティ）を構築すること ・執務スペースは、専用場所とすること（パーティション等の仕切りによる場所は、不可） ・広域機関から求められた場合には、受託者以外に、広域機関の職員も入室可能とすること		

※1 適合については、“○（要件を満たしている）”，“△（条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす）”，“×（要件を満たしていない）”で記述をお願いします。また，“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。
※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。

「供給計画における電気事業者からの提出内容確認の補助業務委託(2025年度)」に関する質問等

No.	質問日	質 問 者 (会社名、所属、役職、氏名)	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質 問
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				